

葬祭組合告示第4号

平成27年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年3月12日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成27年3月25日(水)午後4時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成27年3月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成27年3月25日（水曜日）午後4時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（7名）

1番	広瀬 義積	四街道市議会選出
2番	冨塚 忠雄（副議長）	佐倉市議会選出
3番	五十嵐 智美	佐倉市議会選出
4番	藤 和雄（議長）	佐倉市長
5番	佐渡 斉	四街道市長
6番	森本 次郎	四街道市議会選出
7番	斉藤 博	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂 泰久	酒々井町長
副 管 理 者	横尾 貞昭	酒々井町副町長
会 計 管 理 者	浅野 恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	清宮 高由起	
事 務 局 次 長	藤方 英和	

○構成市町出席職員

佐倉市	渡辺 尚明	環境部長
佐倉市	高橋 竹男	生活環境課長
四街道市	杉山 毅	環境経済部長
四街道市	鈴木 雅雄	環境政策課長
酒々井町	秋元 廣	経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局副主幹	中村 忍
事務局主査	門山 幸子

○会期

平成27年3月25日（水曜日） 1日

○議事日程

平成27年3月25日（水曜日）午後4時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

◎開会の宣告

午後4時11分 開会

- 議長（藤 和雄） ただいまの出席議員は6名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成27年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。  
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（藤 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。  
監査委員より定期監査及び例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤 和雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、広瀬義積議員、斉藤博議員の両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（藤 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。
- 

◎議案の上程

- 議長（藤 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。  
○管理者（小坂泰久） 議長。  
○議長（藤 和雄） 小坂管理者。  
○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成27年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。給与等の改正につきましては、千葉県人事委員会勧告に基づきまして、順次、準拠をし、平成26年度の改正は、既に実施しました。この度は、平成27年度からの給与制度の総合的な見直しについて、所要の改正をするものでございます。

主な改正内容につきましては、給料表の引き下げ、地域手当の支給割合の引き上げ、勤務1時間当たりの給与額の改正等でございます。

以上、概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明させていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いします。

○事務局長（清宮高由起） 議長。

○議長（藤 和雄） 事務局長。（この間に冨塚副議長着席、よって出席議員7名）

○事務局長（清宮高由起） それでは、議案第1号につきまして、お手元の議案第1号資料をごらんいただきたいと思っております。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、1の制定理由につきましては、先ほど管理者が申し上げましたとおりでございます。千葉県人事委員会勧告に基づき、平成26年度の改定は、既に実施いたしました。このたびは、平成27年度からの給与制度の総合的な見直しについて千葉県人事委員会の勧告等に基づき所要の改正をしようとするものです。2の改正内容ですが、今回の改正は（1）の①ですが給料表を平均2.2パーセント引き下げるものでございます。②は引き下げ差額相当額を保障するもので、平成30年3月31日までの3年間は、55歳以上は現行の給料の98.5パーセントをその他の職員につきましては、全額を保障するものでございます。③は、現在実施している55歳以上に適用されている1.5パーセントの減額措置を平成30年3月31日をもって廃止とするものでございます。次に（2）の地域手当の支給割合の引き上げでございますが、現行7パーセントを9パーセントまで3年間で段階的に引き上げるものでございます。平成27年度は7.5パーセントへの引き上げで平成28年度以降は、千葉県の改正状況を勘案して決定していくこととなります。次に（3）の勤務1時間あたりの給与額の改正でございますが、これにつきましては、時間外勤務手当等の算定基礎である「年間勤務時間」の見直しでございます。現在は、「年間勤務時間」に祝日、年末年始の勤務時間を含んでおりますが、改正後は、祝日、年末年始の勤務時間を除くものでございます。これにより時間外手当等の給与単価額が引き上げになるものでございます。次に（4）の勤勉手当率の改定でございますが、①の支給割合は、年間4.10月分に変更ございません。これは、平成27年2月の組合議会にて可決をいただいたところでございます。今回の改正は②の勤勉手当率ですが、6月期を0.675から0.75へ引き上げ、12月期を0.825から0.75に引き下げ、合計では、1.50と変更はございません。次に（5）の組合職員の状況でございますが、給料表は、減額となりますが、3年間の保障号給及び地域手当の引き上げに伴いまして、年平均一人当たり約21,000円のプラスとなります。3の施行期日ですが、平成27年4月1日からの適用となります。4の近隣の動向についてでございますが、構成団体等では、佐倉市、四街道市、酒々井町が27年の3月に議案可決済みでございます。近隣の組合については清掃、消防組合、印旛広域が平成27年3月議会に上程予定とのことでございます。衛生組合は、専決予定とのことでございます。以上でございます。

---

◎質疑、討論、採決

○議長（藤 和雄） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いいたします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございませんか。

富塚議員。

- 2番(富塚忠雄) 遅れて申し訳ありませんでした。議案第1号資料の(1)②にて、給与引き下げ差額を3年間保障とありますが、3年後、それ以降はどうなりますか。
- 議長(藤和雄) 事務局。
- 事務局長(清宮高由起) 来年度以降の人勧の給与改定の動向や個々の昇給・昇格によっても変わってまいりますので、現段階ではわからないのが実情であります。
- 議長(藤和雄) 富塚議員。
- 2番(富塚忠雄) 3年間は、変わらないのですか。
- 議長(藤和雄) 事務局。
- 事務局長(清宮高由起) 3年間の保障は、条例附則で規定しています。
- 7番(斉藤博) よろしいですか。
- 議長(藤和雄) 斉藤議員。
- 7番(斉藤博) 2点ほどお聞きします。地域手当について、酒々井町では3パーセントから、6パーセントに可決されましたが、葬祭組合では現在から2パーセントを3年かけて引き上げ、平成27年度は、7.5パーセントとしています。平成28年度に引き上げる場合、条例で規定されないで、規則で決めるのは、いけないのではないのですか。2点目ですが、時間外手当は、現在、葬祭組合では100パーセント支給されているのですか。
- 議長(藤和雄) 事務局。
- 事務局長(清宮高由起) 地域手当支給の規則については、当組合の所在地が佐倉市ということもあり、佐倉市及び県に準拠して決めていくことが妥当と考えております。時間外手当につきましては、葬祭組合では、事前に私のところへ所定の様式により、時間外に勤務してよろしいかと伺いがありまして、それを許可し、全額支給しております。
- 7番(斉藤博) 地域手当の率は、規則で定めると、議会の必要がない。条例で決めないといけないのではと聞いているのですが。
- 議長(藤和雄) 事務局。
- 事務局長(清宮高由起) 地域手当は、佐倉市さんに準拠しております。
- 7番(斉藤博) 質問、3回目になりますが、よろしいですか。
- 議長(藤和雄) どうぞ。許可いたします。
- 7番(斉藤博) 規則で決めるのは、いけないのではと聞いているのです。
- 議長(藤和雄) 事務局。
- 事務局長(清宮高由起) 地域手当の上限を条例で9パーセントと決め、引き上げ率を佐倉市さんに準拠しております。
- 議長(藤和雄) ほかにございませんか。
- 3番(五十嵐智美) よろしいですか。
- 議長(藤和雄) 五十嵐議員。
- 3番(五十嵐智美) 斉藤議員の質問にも関連しますが、地域手当について、条例で7パーセントから9パーセントに3年かけて引き上げとしています。引き上げ率が条例にないので、それについて、どう

いう形で率を決めていくのか、はっきりした形でお答えをいただきたいです。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（清宮高由起） お手元の議案第1号の最後のページの附則をご覧ください。附則の第6項に記載してあります。地域手当の支給に関しては、平成30年3月31日までの間は、支給割合を100分の9とあるのは、100分の9を超えない範囲内で規則で定める割合としております。

○議長（藤 和雄） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） わかりました。そのほかに残業の単価計算が変わりましたが、その影響額はどのくらいになりますか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（清宮高由起） 葬祭組合では、管理職を除く9名が時間外手当支給の対象でありまして、その9名の平成25年度の平均単価が2,600円、この条例改正により、8パーセントの上昇で200円増え、平均2,800円となります。1人当たり1時間200円増となり、平成25年度の実績から全体において1人平均8時間の残業として、8時間掛ける9名掛ける200円で14,400円の増となります。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） これで質疑を終わります。続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（藤 和雄） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成27年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時31分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      蕨                      和      雄

議 員      広      瀬                      義      積

議 員      齊      藤                      博